

令和 5 年 5 月 1 日

令和 5 年 5 月 8 日以降の感染拡大防止対策について

福島高専 リスク管理室会議

令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症が感染法上の「5 類感染症」に変更されることを受け、4 月 28 日に文部科学省事務連絡「令和 5 年 5 月 8 日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」が発出されました。福島高専においては、これにもとづき、当面の間、5 月 8 日以降の対応を下記のとおりとします。なお今後、社会情勢の変化等により対応策を改訂していきます。

令和 4 年 4 月 1 日付け「福島高専における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」は廃止します。

1. 基本的な感染拡大防止対策について

- 学生及び教職員は校内において、手洗い、教室等の換気、咳エチケットを確実に実施するとともに、日常的に十分な睡眠とバランスのとれた食事の摂取を心がけ、様々な感染症に対する抵抗力をつけるよう配慮してください。
- 学生又は教職員自身が新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染者となった場合、学生は学級担任又は学生支援係、教職員は人事係に速やかに連絡してください。
- 学校におけるすべての活動において、教室や実験室等の換気を実施するとともに、三密を回避する対策を徹底してください。
- 学生及び教職員が体調不良を感じた場合には、登校・出勤を控え、可能な限り病院等を受診してください。

2. マスクの着用について

- 学校内の教育研究活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないこととします。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合には、学生及び教職員にマスクの脱着を強いることをしません。
- マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、学校として適切に対応します。
- 通学・通勤時に混雑した電車やバスを利用する場合や、学習活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教職員の着用を推奨します。
- 寮においては、公共スペースでのマスク着用を推奨するとともに、体調不良者には必ずマスクを着用することを要請します。

7. 学生が感染者となった場合の対応について

- 原則として、体調不良を感じた場合には登校を控え、可能な限り病院等を受診してください。
- 受診の結果、風邪等と診断された場合は通常の欠席とみなします。
- 新型コロナウイルスやインフルエンザと診断された場合、定められた期間を出席停止とします。
- その他、出席停止等の扱いについては、教務委員会の取り決めに従ってください。

8. 教職員が感染者となった場合の対応について

- 原則として、体調不良を感じた場合には出勤を控え、可能な限り病院等を受診してください。
- 詳細については、就業規則に基づくこととします。

9. 校内で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染者が多数出た場合の対応について

- 一つのクラスの感染者数がクラス在籍学生数の2割に達した場合、速やかにリスク管理室会議を開催して、学級閉鎖等の対応を検討します。
- 学級閉鎖期間の授業の実施方法等については、その都度、教務委員会が決定します。
- 学級閉鎖期間の寮生への対応については、その都度、寮務委員会が決定します。
- 寮内で感染者が多数出た場合には、速やかにリスク管理室会議を開催し、寮務委員会と連携して対応等を検討します。